

国民健康保険に関するお知らせ

【お問い合わせ】

国保年金課給付係 ☎ 575-1198

◆国保加入脱退の手続きはお早めに

国保加入 社会保険などの資格を喪失した場合は、国保加入の手続きが必要です。手続きをしないと、国保の保険証が使用できません。また、手続きが遅れると、国保税がまとめて課税されます。

国保脱退 社会保険などの資格を取得した場合は、国保脱退の手続きが必要です。手続きをしないと、国保税が課税されたままになります。また、社会保

険などの加入中に国保の保険証を使用した場合、伊達市から医療費の保険者負担分を請求される場合があります。

必要書類

- ・窓口に来庁する人の本人確認書類（顔写真付き）
- ・社会保険等の資格喪失証明書（国保加入の場合）
- ・加入した社会保険等の保険証（国保脱退の場合）
- ・委任状（別世帯の代理人が来庁する場合）

◆「国保学生特例制度（通称：マル学）」の令和5年度受付を開始

対象者 ①～③を全て満たす人

- ①伊達市の国民健康保険被保険者
- ②修学のため市外に住所を移している人
- ③伊達市にいる保護者から生活の支援（学費や生活費の仕送り）を受けている人

申請方法 国保年金課（中央棟1階）、または各総合支所市民福祉係にお越しください。

必要書類

- ・窓口に来庁する人の本人確認書類（顔写真付き）
- ・在学証明書の原本（令和5年4月1日以降発行のもの）※学生証や合格通知では受け付けできません。

その他

- ・令和4年度にマル学に該当し、令和5年度も継続して該当する人も申請が必要です。
- ・マル学に該当していた人が社会保険に加入した場合や学校を退学した場合には、手続きが必要です。

◆医療費通知を奇数月に送付

医療費通知は、国民健康保険で受診した医療機関や医療費などの状況をお知らせするものです。医療機関から適正に医療費が請求されているかご確認ください。

確定申告の医療費控除に利用できます

医療費控除を受けるときに、領収書に代わり活用できます。再発行には2週間程度かかりますので、大切に保管してください。

令和5年度通知発送時期

受診月	発送月
1月、2月	5月
3月、4月	7月
5月、6月	9月
7月、8月	11月
9月、10月	1月
11月、12月	3月

受診状況を振り返り、健康管理に心がけましょう！



国民年金に関するお知らせ

【お問い合わせ】

東北福島年金事務所
国保年金課給付係

☎ 535-0141
☎ 575-1198

◆学生納付特例は電子申請が便利

「**学**生納付特例（以下、学特）制度」はマイナポータルから電子申請することができます。

電子申請する場合に必要なもの

- ①マイナンバーカード
- ②学生証または在学証明書の画像



▲電子申請はこちら

学特とは 学生（大学院、大学、短大、高等学校、高等専門学校などに在籍する学生）の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される制度。申請することで、①将来の老齢基礎年金の受給資格の確保、②障害を負ったときなどの障害基礎年金の受給資格の確保ができます。

◆産前産後期間の国民年金保険料を免除

国民年金第1号被保険者が出産した場合、出産前後の一定期間の保険料が免除されます。産前産後期間として認められた期間は、保険料を納めたものとして扱われます。

対象者 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎の場合は出産予定日の3カ月前から6カ月間）

届出時期 出産後、または出産予定日の6カ月前から届出ができます。

申請場所 東北福島年金事務所、国保年金課、各総合支所市民福祉係

必要書類 ①来庁者の身分証明書

②母子健康手帳

③出生証明書（子が別世帯の場合のみ）